

## 1. 開 会

事務局 現地調査、大変お疲れさまでございました。

ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史風土分科会第2回歴史風土部会を開催させていただきます。

まず、今回大津市内の視察ということでございましたので、いろいろ御配慮いただきました。この会議の会場も準備していただいたところでございます。大津市山田市長さんがいらっやっておりますので、ごあいさつを賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

大津市山田市長 ただいま御紹介にあずかりました大津市長の山田でございます。

ようこそ、委員会の先生方には大津へお立ち寄りいただき、会議を開催していただくことについて、非常に光栄に存ずる次第でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本日、皆さんをお迎えいたしましたこの場所は、旧の琵琶湖ホテルの建物でございます。昭和8年、外国の方がお見えになっても泊まる場所も滋賀県にはないと、夜のダンスなどをしていただくような場所もないということで、大津市その他が協力して、滋賀県知事の肝いりで建てたホテルでございます。その後、戦争が激しくなりまして、軍の保養施設として転用され、それから終戦を迎えまして、アメリカ軍が接收いたしておりました。沖縄返還と同時期に返還され、琵琶湖ホテルが中心になってホテル経営を続けてきたという経過がございます。琵琶湖ホテルは、新しい場所に建てかえることになりまして、現在浜大津に新築されております。

この付近は柳が崎といいまして、大津の市民の水泳場あるいはレクリエーションの場所として、京阪神からもたくさん御利用いただいておった場所でもございます。

旧琵琶湖ホテルは、外国からのお客さんもお迎えした、由緒のある場所でもありましたので、跡地をどうするかということで議論があったのです。是非残して、柳が崎一帯を湖畔公園として再開発し、大津の玄関口にふさわしい観光施設として利用していこうというような計画となり、大津市が買収し、それを改修いたしまして現在このような形で市民に開放させていただいているものでございます。

外に出ていただいて、いろいろと景観を眺めていただきますと、また格別の大津のよさといいますか、自然の織りなす四季折々の美しい姿を眺めることができ、皆さんの心が和んでいただけるんじゃないかと思えます。是非この施設をたくさんの方に利用していただくことを我々は期待しているようなわけでございます。

ご覧いただける景観の中でも、特に琵琶湖は、松尾芭蕉とか、いろんな歌人が感動的な歌を残した場所でもございます。琵琶湖のよさは自然の良さであります。三井寺から石山寺にかけての山々、そして比叡山、そして比良山という湖西の山など、豊かな自然を持つ山々が琵琶湖に迫ってまいっております。自然景観としてはということのないと言われるような景観を今日までも残しているわけでございます。

そのような中で、歴史的には、大陸の文化を伝える人々が、朝鮮半島を通過して若狭の方、今の敦賀付近にその人たちが上がり、そして湖北の今津の方面から湖上を伝い瀬田川を下って、奈良の都に落ちついたと言われております。大津市を通るこの経路が、日本の文化のルートとして、非常に過去は栄えた場所だというふうに言われております。その後も、天智天皇が大津に都を築かれ、あるいは世界文化遺産である比叡山延暦寺、あるいは西国の札所である三井寺、源氏物語などで有名な石山寺、近江八景といろんな歴史的、文化的な遺産がこの付近には存在しているわけでございます。

大津のまちは、昔からの歴史を残しております。琵琶湖とそれを取り巻く山々、あるいは社寺などが自然的あるいは歴史的な遺産として、日本の代表的な景観を残している場所でもございます。我々もこれを大切に保存し、そして伝えていこうと思っております。

そして日本へ来た人に琵琶湖を眺めてもらい、やはり日本へ来たなら琵琶湖と富士山、これを見なければ日本へ行った価値がないんだと言われるような場所につくり上げていきたいと考え、今日までいろいろと我々努力を重ねておるようなわけでございます。なぎさ公園などがそれです。琵琶湖の湖岸線をどのようにして守っていくかと、あるいは琵琶湖に面した山々の緑をどういうふうにするか、今一生懸命に努力をいたしております。大津のすぐれた歴史文化遺産を守っていくことができますよう、皆様のご理解とお力添えを賜りますようお願いいたします。

本日は、助役や関係者も揃っておりますので、十分ご説明をさせていただきたいと、このように思っております。

どうかひとつごゆっくりとご歓談をくださいますことを祈念申し上げまして、私からの歓迎のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。

山田市長様におかれましては、公務のためここで退席となります。御多忙のところ御出席いただき、どうもありがとうございました。

本日、御出席いただいております委員及び臨時委員は総員15名中9名でございます。社会資本整備審議会令に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、委員の皆様の御紹介ですが、本日は朝から現地調査をしていただきまして、昼御紹介をさせていただいておりますので、申しわけございませんがここでは御紹介を割愛させていただきます。

本日、大津における古都指定に関して議論が予定されておりますので、地元の滋賀県、大津市よりも御出席をいただいております。

## 2. 議 事

### (1) 古都における課題について

事務局 それでは早速ですが、議事に移らせていただきたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

歴史的風土部会長 本日は皆様、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今回の視察は、委員及び臨時委員の皆様にも、古都保存における課題について、特に京都市と大津市の現況を見ていただいたわけでありましたが、大津市につきましては現時点においては古都の指定はありませんが、国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村として、過去の歴史的風土審議会の意見具申でも指摘されてきたということがございます。そのことを踏まえまして、今後の古都指定に向けた検討のために現況を見ていただいたわけでありまして、本日の審議の御参考としていただきたいと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、まず古都における課題について、事務局からどうぞ御説明をお願いします。

事務局 御説明の前に、お手元の方にお配りしております資料、かなり数が多いのですが、議事次第とそれから資料一覧というものが配られております。資料は1番から5番までと、それから参考資料として資料6番から10番までというふうになってございます。実際の御審議いただく内容として説明させていただきますのは資料の2番、3番、4番、それから古都関係の県、市からの御報告いただく資料といたしまして、資料の5番という形で配らせていただきます。不足とか落丁とかございましたら、事務局の方まで随時お申し出くださいませ。

それから、大津市さんの方から、一部「大津市における歴史的風土の現況について」ということで、資料が配られております。資料の確認、以上でございます。よろしくをお願いします。

それでは、まず最初に、資料の2番とそれから資料の3番に基づきまして、本日午前中に御視察いただきました京都市域における課題というようなことを中心にいたしまして、木竹の伐採に係る行為規制の話、それから半鐘山のことについて御説明を申し上げます。

まず、御視察いただいた順番とちょっと逆になってしまうんですが、資料の2で、「木竹の伐採に係る行為規制に関する検討について」ということでございます。そこに書いてありますように、平成10年にいただきました前身の歴史的風土審議会の意見具申で、「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」ということで、木竹の伐採に関する行為規制について、農林業や住民生活との一層の調和を図るべきだというような考え方が示されております。

1ページに載せましたのは、そのときの意見具申と関連部分の記述をそこに抜き書きしてございます。特に関係しておりますのが、アンダーラインを付してございますけれども、大きい2番の「最近の歴史的風土の保存をめぐる状況と課題」という中で、歴史的風土の保存と農林業等との調和問題ということでございます。アンダーラインしているところ、下の方でございますけれども、歴史的風土を構成する田園風景や森林の一部は農林業によって保たれているということを前提にして、木竹の伐採規定が京都市大原地区においては計画的林業施業に影響を及ぼしているというような記述がございまして。

それから、大きい3番、ちょうど真ん中でございますけれども、「今後の古都保存行政に求められるもの」ということで、「凍結的保存からきめ細かな維持保全活用への展開」というところでございます。アンダーライン引いておりますのが、行為の規制に基づく凍結的保存から、地域の特性に応じたきめ細かな維持保全活用へと展開を図る必要

があるということ、それから歴史的風土をより適切に保存するための保存計画の充実とか、歴史的風土の保存上特に必要な行為について一定の基準の見直しというような言葉もございます。

それから、4番の「当面取り組むべき課題」ということで具体的に書かれてございますけども、特に木竹の伐採に関する行為規制ということで、上のアンダーラインのところで、林業施業により、歴史的風土保存の主体である山丘の森林の維持保存が図られてきたと、人工林施業により歴史的風土の維持保存が図られている地区にあってはと、他の木竹の伐採とは区別し、一定の要件を定めた上で森林の伐採規定の特例を設ける必要があるという形で意見具申をいただいております。

続きまして、2ページの方は大原地区、今日御視察いただきましたけども、特別保存地区の指定の経緯ということが書いてございます。昼間、京都市さんからも御説明いただきましたけども、昭和41年に大原地区の歴史的風土保存区域、いわゆる普通区域でございますけども、が指定されてございます。その後、ずっと時代はたっておりますけども、平成6年から7年の状況ということで、大原地区を取り巻くその社会状況が随分変わってきたということで、国道等の道路整備が促進されたと、それに伴って不法投棄ですとか、違法行為などが多発されたと。また、3つ目の点で書いてございますけども、比叡山と三千院付近を結ぶロープウェイ計画なども出てきたというような、こういう社会背景を踏まえまして、平成8年に寂光院歴史的風土特別保存地区と三千院歴史的風土特別保存地区が指定されております。

次の星印のところに書いてございますけれども、今日本全国で言いますと、この特別地区というのは8,000ha余でございます。こちらは、そのうちの約500haぐらいということになるわけですが、ここ以外ですと明日香村がございまして、特に特別保存地区として林業施業が行われてるという意味では、ほかのところと比べても特異なケースであるということが言えると思います。

それから3ページに行きまして、歴史的風土保存計画、これは京都市の歴史的風土保存計画、国がつくったものでございまして、平成7年中での記述でございます。関連部分しか抜粋してございませぬけども、行為の規制の大綱ということで地区ごとに定められております。大原地区ということで歴史的風土保存の主体は、寂光院、三千院、勝林院及び来迎院を中心とし、一体となる静寂な自然的環境の保存にあり、背景となる山丘の土地形質の変更、木竹の伐採等について規制を図るといったような記述がございまして。

以上が基本的な条件整理ということで、4ページ以降、こちらの地域における森林とか林業の現状について、平成12年度、当時は建設省でございまして調査を行っております。それにつきまして概略を御説明させていただきます。

4ページを説明する前に、ちょっと話をわかりやすくするため、ちょっと11ページの方をごらんいただきたいと思っております。実際にどういった木竹の伐採に関する規制がかけられているかというところをちょっと押さえたいと思っております。

法律の中では、許可を除外したり、その許可の除外する行為に入っていたり、あるいはさらにそこからその行為から除かれたりということで、かなり複雑に書かれているんですが、要点だけ書き出しますと、この11ページのようになります。原則というところ

に書いてありますけども、木竹の伐採については、府県知事の許可が必要ということで法に定められております、おりますが、許可が除外される行為ということで、二重丸のところに3つほど黒い四角が書いてございます。こういう行為でしたら、その許可を出す、申請する必要がありませんよという行為でございますけども、一番下の通常の管理行為、軽易な行為等ということで、そこに8項目ございます。その一番下の8番のところですが、農業、林業又は漁業ということで、一度ここで許可不要行為というふうになっておりますけども、次の行為を除くということで、さらに下の白い四角でございますけども、森林の択伐、森林の皆伐、これは許可が必要ということになってございます。ということで、許可を申請していただくことが必要なんですが、許可申請が出てきたときのその許可基準ということで、下に4点ほど設けられております。許可基準の二重丸のところに、「かつ」というふうに書いてありますけど、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土を損なうおそれが少ないことという前提条件がつきますが、許可基準の中でイとして、森林の択伐。森林の択伐でしたら許可されますということでございます。

それから、口の方に森林の皆伐のことが書いてありますが、伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐であって、2行目の真ん中あたりに行きます、特別保存地区にあっては1ha以下というふうに定められておまして、1haを超える森林の皆伐については許可がされないというようなことになってございます。これが基本的なところでございまして、4ページの方に、申しわけございませんけども、大原地区の森林・林業の現況というところを簡単に説明させていただきます。

4ページの一番上の1番のところ、大原地区の森林はということで、昔のこともちょっと書いてありますけども、雑木とかマツの天然林というようなものを主体として、薪炭生産というものが中心であったと。以降、スギ・ヒノキ等の人工林の面積が多くなってきているというような形になっておまして、そこに全体面積のほぼ半分が人工林になっているということが書かれてございます。

それで、2番のところ、その内容を見ておりますけども、林種別・所有別の森林現況ということで、大原地区、475ha、710林分というふうに書いてございます。林分というのは、その林相が一様で、ほかのものと区分できる山林の形状の単位というふうに考えていただきたいと思っております。それぞれの林分、710の林分から成り立っているということでございます。

真ん中の表に書きましたのは、それぞれの林分がどのぐらいの面積があるかというようなことでございます。皆伐の許可が1ha以下ということに定められておりますので、そういうものに触れるといえますか、それを上回る林分がどのぐらいあるのかなということで見えておりますけど、まずは平均の面積ということで、必ずしも平均の面積という形で見ますと大きくはないというところございまして、民有林と社寺有林ということで2つに分けてございます。それから、縦の方では、人工林と天然林というふうに分けてございますけども、人工林の場合の民有林で言いますと、大体1林分当たりの平均面積では0.5haぐらい、天然林ですと若干多くて0.9ha弱と、社寺有林ですと少しずつ多くなりまして、人工林ですと0.7ha弱、天然林ですと1haぐらいというような形になってございます。

5 ページ、6 ページにはその林分の状況が林相別に色分けして書いてございます。5 ページの方が三千院の特別保存地区、それから6 ページの方が寂光院の特別保存地区という形になってございます。

7 ページの方に行っていただきますと、今日見ていただきました、今日はちょっと小雨まじりで余りよく見えませんでしたけども、大体同じぐらいの時期の写真だと思えます。ちょうど紅葉しておりますので、人工林がまとまって植えてあるところと、それから天然林のところがよくわかるかと思えますけども、上が三千院の特別保存地区の山並みということで、天然林は落葉広葉樹の二次林が主体となっております。

下は寂光院の特別保存地区ということで、天然林はアカマツが優占しているということで、余りこちらの方では紅葉している部分というのが多く見られておりません。

それから8 ページ、もう少し細かく、ではどのぐらいの林分ごとの大きさに分類をいたしまして、どのぐらいの比率にあるものかというようなものを8 ページ、9 ページで整理しております。

8 ページの方では、これは天然林も含んでということでございますけども、1 ha以下の林分が面積のベースで言いますと40%ぐらい、件数では80%ぐらいということになっておりますけども、1 ha以上のものが6割ございます。件数のベースで言いますと20%弱というふうに少ないんですけども、面積ベースで言いますと6割弱が1 ha以上と。これは、天然林も入れて全体で見たときの状況でございます。

実際に森林施業が行われる人工林という形で見ますと、9 ページの方にまとめてございまして、9 ページ一番上の表でございまして、1 ha以下のところが54%、面積ベースでございまして、1 ha以上のところが45%強でございます。件数で言いますと、1 ha以上のは少のうございまして14.4%というような形になっております。

そのグラフの右側の方、1 haから2 ha、2 haから3 ha、面積、それから件数がどのぐらいあるかというところで、一番右側を見ていただきますと、5 ha以上のところでも2件というような形のデータになってございます。

それから、9 ページの下の方ですけども、では実際にどういうふうに伐採の実績が今までであったかということで、これは12年度までに京都市の林業振興課さんからいただいている資料をもとにしてつくっているものでございますけども、9 ページの下の方で、まず左の方に特別保存地区の指定、平成8年5月というのがございます。これを境にして、森林の皆伐ですと1 ha以上のものを上回るものができなくなっているというような状況でございます。昭和63年から平成7年までにかけて、そこに書いてありますように、1 ha以下、件数から言いますと1 ha以下の方が多うございまして、1 ha以上のものも何件か見られていたというような状況です。平成5年以降は1 ha以上の林業施業というのはやられてないようでございます。平成8年に特別保存地区が指定されまして、1 ha以下で6件、一番左側の欄でございまして、6件の伐採が行われているというものでございます。

それから、急いで恐縮でございますけども、10ページの方には森林施業以外のもの、実際に法に基づく許可の手續がどのぐらいされたかということをお調べしたものでございます。これは、今回うちの方でそれぞれの自治体さんの方と御協力いただきましてまとめたものでございます。

上の方が京都市さんのもので、下の方に参考ということで奈良県さんの方のものも載せてございます。ここで見ますと、すべて真ん中の欄にありますように、伐採の目的は林業以外ということになってございます。該当しますのが、の左京区大原と書いてございますけども、三千院さんの方で4,250平米の択伐を行ったということで、樹木の剪定・択伐というようなことでございます。

それからもう一つが、番、左京区大原と書いておりますけども、これは森林組合さんの方で簡易作業道をつくるため、許可条件、許可基準で言いますと土地形質の変更に伴う伐採ということになりますけども、2,450平米の皆伐が行われてるといような、これが法に基づいて手続が行われたものでございます。

ということで、11ページ、先ほどの基準でございますけども、12ページの方に似たような環境の保全ですとか、自然環境の保全を目的としたような制度の中で、こういった木竹の伐採がどういうふうな形でなされてるかというものを表にまとめてございます。自然公園法ですとか森林法はちょっと距離が離れますので整理してございませんけど、真ん中のところの表にありますのは、一番上が古都法、それから真ん中の2つ、近郊緑地特別保全地区については首都圏、近畿圏の緑地保全の法律でございます。緑地保全地区については、都市緑地保全法、風致地区は都市計画法に基づくものでございますけども、真ん中の2つにつきましては、森林の皆伐・択伐ともこれはできない、不許可ということになってございますけども、右の備考欄を見ていただきますと、林業の場合についてはこれは許可不要行為という位置づけがされております。ですから、許可を出す必要がないという、そういう整理でございます。ですから、一見できないということで厳しく見えるんですけども、林業については支障なくできると。

それから、下の風致地区でございますけども、風致地区は比較的歴風に似ておりますけども、許可、不許可の許可基準については皆伐が法律の方では1ha以下ならオーケー、それから択伐についてはということになってございますけども、下の小さい括弧書きの中に書いてありますように、公共団体が定めます条例で、林業の場合は皆伐でも伐採することが可能ということになっております。ということで、1ha以下ということで法律上限定がかかっておりますけども、条例によって林業の場合はにすることができるということでございます。

それに比べまして、上の歴史的風土特別保存地区については、先ほど言いましたように、皆伐は1ha以下、択伐でしたら面積の規定はないというような格好になってございます。

それから、12ページの下につきましては、森林・林業行政全体の方向性ということで、森林・林業基本法が13年、昨年7月に改正されております。資料の方には、13ページにわたりまして法の基本理念などが書いてございます。本当でしたら、ここには森林・林業基本計画ですとか、全国森林計画ですとか、資料がもっといっぱいつけることができるんですけども、基本的にはこの生産中心の林業から水源かん養ですとか、国土、自然環境の保全、地球温暖化の防止、レクリエーションや教育の場ということで、多様な機能を持った森林を維持保全していくんだというような方針が出されてるといということで、参考までにつけさせていただきました。

以上が木竹の伐採に関する資料でございます。

それから続きまして、あわせて資料の3番の方で、「半鐘山と北白川を守る会」からの要請書についてというものでございます。昼間の現地調査の中でも、京都市さんから詳しく説明がされておりますので、要点だけ御説明したいと思っております。

1ページに書いてありますように、8月と9月にこの「半鐘山と北白川を守る会」から国土交通大臣及び社会資本整備審議会会長あてに要請書が送付されております。同時に、内閣総理大臣、文化庁長官、文化庁長官にあつては8月の方は出されておられません。あと京都府知事さん、それから京都市長さんあてにも送付されたということでございます。

要請の趣旨ということで、「左京区銀閣寺前の通称半鐘山を歴史的風土特別保存地区に指定するなどして、保全措置を速やかに講じられますよう重ねて要請します」ということでございます。

要請の理由については、昼間御説明がありましたので割愛させていただきまして、2番の方で、この土地に関する経緯ということで、ポイントだけ5つ上げてございます。昭和5年には京都市の都市計画審議会を経て風致地区となっております。41年に歴史的風土保存区域、いわゆる普通区域の指定がなされております。翌年には、歴史的風土特別保存地区の指定が京都市さんの方でなされておりますけれども、この42年に当該地について、特別地区の指定というものはなされておられません。それから、昭和46年に、京都市の都市計画審議会の議を経て当該地区が市街化区域という形になってございます。平成8年には、特別保存地区の指定拡大がまたなされておりますけれども、当該地については普通区域のままという形になってございます。ということで、ポイントについては普通区域であるということ、それから風致地区に関する指定もかかるということと、あとは市街化区域であるということがポイントでございます。

2ページ、3ページ、それから4ページ、5ページと、9月と8月と2回出されました要請書をつけてございます。

あと、6ページは今日朝一番で見させていただきましたところの空中写真、斜め写真が撮ったものをそこにつけてございます。赤い線で書いておりますのが、このたび話題となっております半鐘山ということでございます。今ブルーシートがかけられておまして、一部造成に着手されて中断されているというところでございます。

その次のページには、地域に関する規制の図面をつけてございます。先ほど言いましたように、風致地区の2種であるということと、歴史的風土保存区域であるということと、市街化区域であるということでございます。

8ページ以降は、京都市の歴史的風土保存計画というものをつけてございます。8ページ、9ページの東山地区というところに該当するところが書いてございます。

それから11ページ、一番最後のページでございますけれども、11ページの3番のところ、歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項ということがこの保存計画の中で定められておまして、1番として歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となつてると、「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域ということが1つ目の点でございます。ということで、2番の方は、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為、その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であることというようなことで、指定の基準が定められてると、計画の中で書



かれてるということでございます。

ということで、この要請書につきましては、この審議会の中で何らかの手続をとらなければいけないというようなものではございませんけれども、こういう要請書が出されたということもございまして、ここで紹介させていただいているものでございます。

以上でございます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

それでは、本日御案内をいただいているところをいただいたんですが、大原地域の林業経営に関する課題、それと半鐘山に関する考え方につきまして、京都市の方から御説明いただきたいと思います。

どうぞ。

京都市 委員の皆様方、また事務局を担当されている国土交通省の皆様方には、日ごろから古都保存行政に何かの御尽力を賜っております。この場をかりまして厚くお礼を申し上げます。また、本来、京都市長榊本頼兼が出席するところでございますが、議会開会中で、他の公務が立て込んでおりまして出席することができません。私がかわって御説明をさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、京都市の方から、先ほど御説明ありました2点について、市の考え方等について御説明をさせていただきます。どちらも午前中御説明させていただいた案件でございますが、正式な部会での発言ということで、後の記録にも残りますので、多少重複するところがあるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

まず、1点目の資料2にございます大原地域におきます林業経営と木竹の皆伐の規制に係る課題についてでございます。先ほど、事務局の方から御説明ございましたが、この地域、平成8年5月に特別保存地区の面積拡大をした際に特別保存地区として入れていただいているところでございます。この指定の時から、この大原地区は、先ほども御説明ありましたが、林業活動が非常に盛んに行われておりました。寂光院あるいは三千院のその背景となる寺領を含む森林について人工林の施業が行われておりました、それにより維持保全され、またそれが歴史的風土の重要な要素となっている地域でございます。

この地区の指定に向けた手続の中で、当時から、やはり森林組合さんなどからは、面積の規制緩和が求められていた地域でございます。当該地区の林業の施業につきましては、先ほど12年までの資料等々に基づきまして御説明ありましたとおりで、我々も林業担当部局に確認しましたところ、最近の材価の低迷あるいはこの現行の古都保存法の1haという規制等によりまして、特別保存地区内は間伐・保育等に限られているというのが現状でございます。しかしながら、今日ごらんいただきました大原地区全体を見ますと、昨年もこの特別保存地区の隣接地におきまして1.7haの皆伐が行われたり、あるいはその近隣にあります比叡山等では3.8haなどの皆伐が行われています。また今日三千院のお寺の方も5ha程度というようなことが言われておりましたが、一定の規模がないと採算性等の面で非常に厳しいというのが現状でございます。

先ほど、林分等の所有形態等のお話もございましたが、分収育林とか、林業の効率化ということで、組合を中心に効率的な林業経営を現在営んでいるところでございます。当該地区の歴史的風土の主体であります森林の維持するためには、人工林の施業という

ことが不可欠でございまして、その施業放棄等が起こるようなことがあれば、かえってこの歴史的風土の保存に重大な支障を来すことになってしまいます。したがって、先ほど御説明がありました類似の法令であります都市緑地保全法あるいは風致地区条例、そういった規制と同様、林業行為についての一定の規制緩和等につきまして御検討いただけないかということをお願いしたい次第でございます。

次に、2点目の半鐘山の開発計画について御説明申し上げます。

これもまた繰り返しになりますが、お手元の方にも資料を配らせていただいておりますが、こちらの方に当時の航空写真等を用意させていただいております。この半鐘山、銀閣寺の西方約500mに位置する0.34haの丘状のいわゆる開発残地でございます。この地域は、先ほど御説明いただきましたように、昭和41年に古都法に基づく歴史的風土保存区域あるいは特別保存地区の指定の際、こちらの方の図面にあります、この緑のエリアを特別保存地区に指定をさせていただいております、既にこの部分について開発が行われていたということ踏まえまして、このエリアから西の方につきましては風致地区の規制のみで、特別保存地区の規制をかけていないというエリアでございます。その地区の端のところ、この当該半鐘山でございます。その後、線引きを行った際も、基本的にはこの特別保存地区に沿った形で市街化調整区域の指定をさせていただいております。一部、この地域につきましては神社がありまして、その部分のエリアも調整区域として指定をあわせてさせていただいております。

また、平成8年5月に、京都市におきましては特別保存地区を約2倍ほど追加指定しております。それまでの1,400ha程度から2,800ha程度に拡大しておりますが、この半鐘山につきましては、周辺の緑地をいろいろ精査した際にも、既に特別保存地区とは分断されている開発残地だということで、特段の追加指定を行いませんでした。現在、そういったことから、この半鐘山は、市街化区域内の土地で、第1種住居専用地域に指定されておりまして、第2種の風致地区の規制がかかっております。建ぺい率が30%、容積率80%、高さについては、高度地区で10mの高度規制をしておりまして、宅地の緑地率、これは京都市の風致地区条例で種別に応じて課しているものでございますが、30%以上の緑地を確保するということが規定させていただいております。

この半鐘山の開発計画でございますが、昭和58年に当時所有されておりました銀閣寺さんが民間に売却されたことに始まりまして、現在の開発計画は平成9年からの相談案件でございます。この案件につきましては、平成10年京都市会におきまして、住民合意で開発を進める、また緑の保全を望むという請願採択がされました。こういった請願の趣旨を踏まえまして、京都市といたしましては、風致の許可と開発の許可をする際に、風致上の許可で通常の30%の緑地の確保を言っているものを、さらに行政指導で42%という条件を付加にいたしまして、風致あるいは開発許可などを平成13年3月に行ったものでございます。

その後開発許可の処分につきましては、平成13年5月に開発審査会の方に取り消しの審査請求が出され、それについては本年1月に棄却の採決が行われました。また、それを不服とした方々が平成14年、今年の4月に京都地裁に対して、開発許可の取り消しを求める訴訟がされて審理が継続されているところでございます。

改めまして、この地域についての考え方でございますが、京都市といたしましては、

先ほど資料にございました歴史的風土保存計画の中に位置づけられておりますが、この地域の保存の主体というのは、銀閣寺等々の歴史的建造物あるいは史跡名勝と一体となる大文字山等の東山連峰の自然的な環境の保全であるということで、それと歴史的建造物や遺跡等の密集する地域、いわゆるこの銀閣寺などと密接に関連する地域につきましては、宅地造成等の新たな開発規制を行うという非常に厳しい特別保存地区の規制をするということをございていただいております。そういうことから、この半鐘山は、銀閣寺との間に既に開発が行われているような状況であり、銀閣寺と密接につながっているということとは言えないことなどから、現在のところ、その場所を歴史的風土特別保存地区に指定するということは考えておりません。

また、先ほども申しましたように、市議会の請願等におきましても、緑を守ることがありましたので、通常の風致の許可基準の30%をさらに10%上乘せして緑地の確保を付加条件としているということをございます。

なお、世界遺産の関係で、当該地域につきましては、この赤い点々の部分で囲まれたエリアをバッファゾーンと指定されておまして、この指定は平成6年12月に行われたものでございます。バッファゾーンは、この核になるものを緩衝的に守るということをございまして、これは今日お通りいただきましたこの住宅地などもバッファゾーンに入っております。当時指定するときから10mの高度地区、あるいは美観地区、風致地区、そういったいろいろな規制がされているということを前提に、バッファゾーンが指定されたということをございまして、決してバッファゾーンだからすべての緑地を残さなければならないというようなものではございませぬ。そういったことから、こういうバッファの地域の指定をさせていただきます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

歴史的風土部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、以上の説明内容、それから本日の現地視察に関して、御自由に御発言をお願ひいたします。

まず初めに、木竹の伐採に係る行為規制について、どなたからでも結構ですので、御意見なり御質問あれば、どうぞ。いかがでございませうか。

A委員 まず、今日の会議、この問題はどの程度まで議論するのかという、逆に伺ってから質問とか伺いたいで、それは半鐘山も同様でございまして、つまりそれによって、今日一応2時間設定されてますので、どの程度質問していいのとか、あるいはここで議論したことがひとつのある意味で参考意見になるのであれば、それなりにちょっと現状ではまだわからないという面がちょっとあるように思いますし、その辺ちょっと質問したいことが大分違ってきますので、その辺を伺いたいで。

歴史的風土部会長 これはいかがですか、事務局の方から。

事務局 この規制につきましては、過去にもいろいろ議論がありまして、規制を緩和するということについて、大分先生方にも心配される先生方もいらっしゃるわけですが、今私どもでは、基本的に京都市さんの意向というものが大事じゃないかというふうに認識しております。これから、この審議会での議論というのを踏まえて考えていきたいとは思ってるんですが、例えば第2種歴史的風土保存地区、これは明日香ですけども、これについて建築物の高さに係る現行基準が10mというものに対して、奈良県知事

が指定した建築物については10mを超えるという制限の例外というのを設けている例がございます。また、先ほどちょっと資料にもございましたけども、農林業を営む行為であっても、府県知事が指定する、これは竹林ですが、竹林の皆伐については許可不要行為にしないで許可行為にするという、規制を強化するという例もございまして、こういうようなことを参考にして、地域の実情に応じて地域を指定して伐採が可能となる面積を厳しくしたり、あるいは緩くしたりと、そういうようなものができる枠組みというのを考えられるんじゃないかなというふうにちょっと考えてるところでございまして、その辺についてまた先生方の御意見をいただければと思ってるわけでございます。

歴史的風土部会長 よろしいでしょうか。

A委員 いや、単純に言ってほしいんですけど、つまり今日だけの議論にするのか、何度もやるかによって大分違いますと、2つの共通点、半鐘山もそうなんです。簡単なことを伺ってます。

事務局 もしも、行為制限であれば政令の改正が必要になってまいります。政令の改正ということになりますと、これはもう一度社会資本整備審議会の意見を聞くという手続が必要になります。したがって、今日は案を出しておりませんので、そういう手続ではございません。あくまで、事前に聞かせていただく、京都市の意見を受けて事前に聞かせていただくという手続でして、もしも政令改正が必要であるということで、私ども考えました場合には、その案を持ってもう一度お願いすると、そういうことになると思います。

A委員 それでわかりましたので、その点で言いますと、政令改正の可能性もあるかもしれないという御判断であれば、私はこの地区の林業経営が本当に必要なのかどうかについての説明資料がこれでは不十分だと思います。なぜかといいますと、ここにありますのは、例えば視察資料にありました要請書だったかな、そこにこの森林の今の樹齢っていうんですか、ちょっと専門用語になってわかりませんが、正式な審議会資料の方ですね、資料2の例えばカラー写真を撮りましたね。ごめんなさい、6ページとか、その前に5ページの図面ですが、それと現実に皆伐なり、択伐なりのやっていく、その林業経営とのいろんな、別に伐採するのはこれ毎年やるんじゃないから、当然ある程度育ってきていついつというのがあるわけですから、当然それはあるはずなんです。それで今言った規模とどうしてもこのhaとが問題あるのか。

それから、もともとは林業経営であれば許可が、この11ページ、12ページも非常に読みづらいんですが、私の頭でなかなか理解しにくいところがありまして、要はこの地区は、例えばこれは自治体の条例による許可不要行為とすることができると11ページに書かれてるんですけど、そもそもこの地区は一体どうなってるんだという説明を逆に書いていただかないと、議論が我々わからないんじゃないかと思えますね。具体的に、12ページの次、13ページぐらいつけていただいて、要はこの地区は一体現状どうなってるんだと。林業であれば、不要ということだったら政令改正も何もない話になると思いますし、要は一体この地区はどうなってるんですかというのが、要するにこれでは読めないと、つまりこれは制度の解説をしてるだけであって、この地区では一体どういう形で京都市とそれから国の法制度がかかっているかということと、現実の林業経営の実態っていうことについては、これでは説明はできてないと思います。

それで、今日視察させていただいた三千院のああいいうお寺もみずから境内地をああいいう形でいろいろ維持管理されてるっていうことは大変いいことだと思いますが、それと今回の場合によっては規制につながるのかもしれない、全体の議論の話はかなり質が違ってまして、三千院の場合、確かに建てかえの場合にヒノキの用材等の確保をなるべく自前でっていうのはわかりますが、それはその理由であって、林業経営っていうこととは必ずしもつながらないわけでありますので、いずれにしる私たちもうちょっとこの話しするんであれば、実態の林業経営に即したいろんなお話を次回以降していただいたらいいんじゃないかなあという感じがいたします。これは私の意見で、これ以上はちょっと今日申しませんが、つまりこれでは政令改正の議論をするには、ちょっと議論としては状況は見せていただきましたが、私は個人的には不足だと思います。

歴史的風土部会長 いかがですか。

事務局 私の方の説明がちょっと舌足らずで、12ページの方ですけども、この歴史的風土特別保存地区については条例でどうのこうのではなくて、皆伐については1haを上回るものはもう絶対だめと、許可基準でだめっていうことになってございます。森林の択伐でしたらいいということでございます。

お話しありましたように、今日お出した資料でとても十分とは思っておりませんで、現在の市さんの方でつくられてる森林・林業の施業の計画ですとか、これからどういう林齢のものがどのくらいあって、どういう伐採の計画がなされているとか、その辺については、また京都市さんの方から資料をいただきながら判断していただけるに足るような資料をつくって、また御説明したいと思います。

歴史的風土部会長 ということで、ではこれはいろいろ資料を用意していただいて、次回ということにいたしたいと思いますが、何か。

B委員 京都市さんの方は、この問題の結論は急がれるんですか。ある程度時間があるんですか。

京都市 正直申しますと、今現在、林業が非常に厳しい状況ですので、とりあえず択伐等でのぐといいますか、実態の維持管理をせいぜいやってるというような状況でございます。

そんな現状ですから、今すぐに何かこの行為をしたいという方がいらっしゃるというわけではございません。ただ、周りを見ると3ha程度の皆伐をやってるところもあることから考えると、特例があればできるなっていうことは皆さん思っているということですが、すぐないと困るという状況ではありません。

B委員 その場合にどうなんでしょうね、1haを何haかに緩和するのか、いっそもう1haという皆伐の規制を全部取っ払う必要があるのか、どちらなんでしょう、業者の方の、業としている人の要望は。

京都市 これは、法令上のことで他法令を見ますと、先ほど御説明あった近郊緑地とか風致地区などで、林業全体については後で植えるということを前提に特例が設けられているので、同様の措置がとられれば後で植えるということを条件に、伐採を認める措置がとられるということがあれば、非常に我々としてはありがたい。

B委員 これ国土交通省に伺いたいんだけど、京都に特別の問題なんですか、それとも他の地域でも同様の問題を抱えてるんですか。

事務局 私どもが伺った限りでは、京都のまさに大原を指定したときに、特に林業者の方々とお話し合いで起こってきた問題というふうに伺っておりまして、他の地区、他の都市から同様の要望があるということは私どもは現時点では伺っておりません。

歴史的風土部会長 それでは、この大原における木竹伐採に関する行為の規制、国交省としての対応、特にこれ以上はなければ次回いろいろ資料をそろえて、京都市からも資料をいただいて、あれば……。

どうぞ。

C 臨時委員 森林施業上、組み合わせるともとうまい方法があるんじゃないかなあという気がするんですね。現場でも申し上げたんですけど、人工林っていうのをどういうふうに理解すればいいのか、歴史的風土っていうのが半鐘山のところの資料にも書いてありますけど、歴史上重要な文化的資産と周辺の自然的環境が一体となって、歴史的風土の枢要な部分を構成しているという、その中で人工林っていうのはどういうふうに位置づけるのか。本来であれば、私の客観的な感じとしては、法律はともかくとして、自然林っていうのか、二次林っていうか、人工林じゃない紅葉の美しい山がざっとこうある方がいいような気がするんですね、歴史的景観、歴史的風土としては。それは人工林が入ってることによって、それでもいいということも許すのであれば、林業施業上の手続っていうか、やり方っていうか、あるいは補助の仕方ですね、択伐にする場合にどうするとか、皆伐にする場合どうするとかという、林業上の何か手続っていうのは、ここではちょっと省略したような格好になっていますけれども、それがどういう方法があるのかっていうのも一緒に入れて、こういう方法が林業上はとれるよ、みたいなところを一緒に資料に入れていただきたいなという気がするんですけど。

歴史的風土部会長 それじゃ、次回のときの資料にそれも是非入れていただきたいと思います。

時間の関係もございますので、ではもう一つの半鐘山の問題について、それぞれ委員の方から、御意見あるいは御質問をよろしくお願いします。

どうぞ。

A 委員 なるべく端的に言います。

これも、要するにこの審議会として、これはどういうことを期待されるのか、あるいはどう受けとめればいいのかという、そこをまず伺いたいの、その上での意見にしたいんですが、社会資本審議会で、当然ながら所管はこの部会であるっていうことで配ること自体いいと思うんですが、国が言うのはそもそもこれは地元の許認可すべて京都市でありまして、京都市長なり京都府知事というのはまずどういう対応してるのかというのがまずきちんと説明があって、その上でっていうことがないと、あるいはこういう対応したいけれども、やはりせっかくなんで意見を伺いたいたいということなのか、つまり我々はこの場でどういう位置づけなのかということをもっと伺いたいたい、その上で逆に質問したいことがあります、幾つか。

事務局 先ほど説明ございましたように、一応審議会会長あてに要請書がありますので、今回御紹介させていただくということでございます。

また、A 委員おっしゃいましたように、これは最終的に京都市の行政的な判断で行っておりますので、国としては京都市の対応というのが適切に行われておるというふうに

認識しておるわけございまして、京都市さんの方でその方の現在の対応というものは、先ほど御説明あったかと思うんですけど、もう一度説明いただければと思います。

京都市 京都市といたしましては、既にこの半鐘山につきましては先ほども御説明させていただきましたように、13年3月に開発許可をしているということでございますので、現行の規制を変えて特別保存地区に指定し、凍結保存を図るといようなことは現在考えていないというのが京都市の考えでございます。

歴史的風土部会長 それは割にはっきりしてられるんですね。

京都市 はい。

A委員 伺ってることは、これ9月9日付で出てますので、何らかの文書なり回答されたのか、される意思があるのか、そういう回答する意思がないのか、つまり既に今までこういうことをしてるのでそのとおりということなのかって、それ伺いたいんです。

京都市 この案件につきましては、平成9年以降、地元の要請書を出されている方とずっとお話し合いをさせていただいてる案件でございます。既に開発許可のときも一定のお話し合いをし、それから審査請求のときも一定の話し合いをして、それを文書としてお渡しをしていると。なおかつ、現在訴訟にもなっているということでございますので、我々として再度またこの方々とお話をするかどうかというのは、まだ現時点では決めておりませんが、今までそれだけ十分話し合ってきた案件でございますので、それを踏まえて今我々の考えを持っているという状況でございます。

A委員 そうしますと、市としてまずそういう問題にしますので、我々審議会はただここで、こういう御紹介いただいた各自の意見で、個人としてのその意見を言うと、実際それだけでよろしいわけですね。

歴史的風土部会長 以上には出られないと、そうですね。

A委員 といいですか、それ自体もそういう立場で、つまりここに国土交通大臣とあるので、社会資本整備審議会の担当の審議会のいろいろ意見も聞いたということ自体が国土交通大臣としての姿勢ということであれば、もうちょっとはっきりと質問の仕方がか聞きたいこととか慎重に発言しないといけないんですが、そういうことでなければ純粹にここで感じた点でちょっとお聞きしたいということで、後者でよろしいですね。

歴史的風土部会長 ということでですね。

A委員 そうしましたら、話し合いそのものの経緯っていうのは、地元の京都市で十分対応をされていることだろうと思いますけれども、一つ疑問なのが、逆に言うと市街化区域になっている歴史的風土保存区域に対する将来市街地のイメージ像が行政の当局と京都市民の地元の方で混乱があると、私はそれが根本だと思います、この問題の。つまり、京都市は、ちゃんとこの京都市の都市計画の審議会なり、あるいは風致計画審議会で申し上げたと思うんですが、都市計画のマスタープランなり、それから緑の基本計画もあるし、それからその都度用途地域の変更とかやってきたわけですね。その中で、この場所が多分住民は残る緑だと思ってたんだと思うんですよ。だから、反発したんですよ。ところが、京都市は、これは市街化区域で当初から来てる場所だと。ということは、将来ある程度緑は残すけれども、開発は出てくれば認める場所だということに対する、ここはどういう将来像だと、今たまたま緑だということと、将来どうなり得るか、それは法律上ここまで許容されてますよということについての多分理解がお互いって

ないということで、それについては私、京都市さんの方はもうちょっとこの話し合いに限らず、ほかにもこういう同様の町があるのかちょっとわかりませんが、やっぱりその部分の説明の何か、逆に言うとすべての市民にそこまで理解してもらってというのが難しいかどうかわかりませんが、いずれにしてもこの問題起きてから数年たってるようですから、やはりそれに対する説明が多少もうちょっとあってもよかったのかなあっていうのがあると思うんですよ。外から余り事情を知らない立場で見た場合での私の感想です。それだけです。

京都市 補足的にちょっと御説明させていただきます。

バブル、その崩壊以降いろいろな開発が行われており、京都市では先ほど申し上げました平成8年にいわゆる特別保存地区を倍にするというような取り組みを進めるときに、まちづくり審議会というものを別途設けて、約2年間にわたる議論をさせていただいております。その中で、保全、再生、創造という基本方針を出したり、あるいは京都市の基本計画をつくる際に、それについて市民の方の御意見を聞かせていただいております。

そういったことを踏まえて、平成8年、9年にかけて、2倍に増やした特別保存地区以外の地区につきましても、風致地区あるいは美観地区、そういったものの指定を、増やしています。風致地区は当時1万4,000haだったものを1万8,000haにする。あるいは、美観地区については、900haを1,800haにする。あるいは、高度地区については、一定の規制強化、今まで20mまで建てられたところを15mにするといったさまざまな取り組みを市全体で進めております。また、京都市の市街地景観整備条例という条例上の規制を、新たに加えたりしております。

当該半鐘山につきましても、0.34haという非常に小さい土地でございまして、開発許可の適正、適法かどうかということについて、審査会の後、現在裁判で争ってるわけですが、これについては、一定のそういう第三者機関である司法の判断を我々は仰ぎょうとしております。

ただ、全体として、緑が都市計画上どういう位置づけにあるかということについては、先ほど申しましたような審議会で、我々としてはその意見を聞いて、5種類の風致地区の中で上から2番目の厳しい規制をかけて、この半鐘山については緑地を守ることとしており、我々としては一定の市としての考え方を示しているというところがございます。

歴史的風土部会長 よろしいでしょうか。

では、一言どうぞ。

A委員 今のような御説明であれば、むしろそれも的確に御紹介いただいた方がよかったのかなあというのが私の感想です。つまり、適切なプロセス等と、内容は別としていうのは、多分反対運動の方、あるかもしれませんが、適切なプロセスをその都度やってきたというのはやはりきちんとさせていただくと、随分違うのかなあということと、私個人では平成10年3月の議会の請願、陳情の内容は私はおかしいと思います。というのは、住民合意で、しかも行政指導を望むというのは、今法律に基づいて執行するわけでありまして、法律にならない行政指導をやるっていうことは法律上今できないわけで、こういうことであれば議会でそれを言うべきわけですから、逆にこれに対して市長を含めてどういう対応をされるのかと、それから住民合意っていうことで、もともと



これは規制内容が明確であれば、そのとおりやるのが法律ですから、それがないことを住民合意ってということは住民に責任を転嫁するような形で、私はこの議会の、どうもこの陳情の部分っていうのはおかしいと思いますね。ですから、これ以上もう申し上げませんが、そういうことをきちんと述べるということが重要なんじゃないかなというのが私の意見です。どうも何度も発言して申しわけございません。これで終わります。

歴史的風土部会長 わかりました。ということは、京都市の方が当然のあれになるんで、国土交通省としてはほかに何かおっしゃることはございますか。

事務局 先ほど申し上げましたように、国土交通省としましては、京都市は適切にやっているとというふうに認識しております。

以上でございます。

歴史的風土部会長 わかりました。

それでは、もう一つの方からの御意見もあるようなら、今後の状況も見ながら引き続き議論したいと思いますですが、今の御意見は委員からの一つの意見として出されたということで、ここまでにしたいと思います。

## (2) 大津市における歴史的風土の現況について

歴史的風土部会長 続いて、次の議題、「大津市における歴史的風土の現況について」に関する説明、事務局からお願いします。

事務局 それでは、引き続きまして、資料の4につきまして大津市の古都指定に関する検討についてということで御説明申し上げます。時間もちょっと押しているようでございまして、引き続きまして大津市から説明がございしますので、私の方はもうごくごくポイントだけを押さえさせていただきます。

1ページに書いておりますのが、歴史的風土の保存のあり方についての意見具申にありました保存区域を超えた古都全域の風土の継承ですとか、古都保存行政の全国展開というところの記述でございます。

一番下のところを見ていただきますと、アンダーラインに書いてありますけども、開発により歴史的風土が失われる恐れがなくともということで、未然に防止し、適切な保存を図る観点からは、大津市、平泉市など、古都以外でも国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定について引き続き検討する必要があるということで、意見具申をいただいております。

2ページはその経緯でございますので、過去の検討の経緯でございますので割愛させていただきます。

3ページにつきましては、大津市さんにおいて検討されている状況でございますけども、大津市さんの都市計画審議会の中の景観形成専門委員会の中で、現在古都指定に向けた検討がなされているというふうに聞いてございます。下に書いてありますように、14年7月、と9月に2回この委員会が開催されておりまして、近々その中間報告という形で考え方がまとめられるというふうに伺っております。

それから、4ページ、古都指定についてということで、古都の定義について若干御説

明をいたします。

1番、2番という形で書いてございますけども、1番がその法律に基づく古都の定義ということで、わが国往時の歴史、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村という形で、法律の方では書かれております。

その政令で定めるその他の市町村ということになってございますけども、その政令で定める市町村、それを指定するに当たっての基本的な考え方ということで、それが第2回の歴史的風土審議会において議論がなされております。第1、第2、第3というふうに書いてありますけども、長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地と。それから2番目に、史実に基づいた文化的資産が集積していると、文化的な資産が広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な風土を形成している土地を有すると。それから3つ目に、市街化若しくはその他の開発行為が顕著であるというようなことが書いております。

一番下に書きましたのは、先ほどの繰り返しになりますけども、開発による歴史的風土の失われる恐れがなくても、積極的に検討を進めるべきだというような意見具申をいただいているというところでございます。

それから、5ページ、6ページは、今日昼の現地調査の方で見ていただきました内容でありますので割愛させていただきまして、8ページの方には議論の参考にとということで、都の変遷ということで、左上のところには年表のような簡単なものを整理させていただいているところでございます。

9ページには関連する新聞の記事が出てございます。

以上でございます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

地元の大津市におかれましても、都市計画審議会の中で古都の指定に向けて検討されてるといことです。その状況について、大津市からお願いいたします。

大津市 先ほどは、あいにくの雨の中、大津市内をゆっくりご覧いただきまして、本当にありがとうございます。市長は他の公務のため、先に席を外させていただきました。大変申し訳ございません。

時間が押しているようですので、早々中身に入らせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、大津市の位置についてですが、意外にご存じない方も多いようです。後ろの画面でお分かりのように、京都市と背中合わせの滋賀県の県庁所在都市であります。縦に長い都市でございまして、南北50km、東西20km、面積300ha、うなぎの寝床のようなところでございます。人口は、現在30万人をちょっと切りますけれど、もうすぐ30万人に達し、中核市に数年の内に移行できるのではないかと考えています。

大津のまちづくりについては、これまで歴史的なもの景観的なものなど、数多く取組んでまいりました。先ほど見ていただきました市立歴史博物館は平成2年の完成です。人口30万人弱の都市としては、大変立派なものではないかと自負しております。心意気をご理解いただきたいと思います。そして、平成7年完成の埋蔵文化財センター、文化財の足元行政についてもしっかりしております。

平成9年には坂本の伝建地区の計画決定を行いました。里坊という屋敷には建物のほかに立派なお庭がございます。20近くの名勝の庭園がございます。一部は非公開のものもございますが、庭園と建物が一体となった一つの文化遺産として、大津の誇るべき財産となっております。

それと、湖岸の景観整備でございますけれども、大津市は湖のほとりの都市ということで、なぎさ公園の整備を進めてまいりました。平成10年に全体が完成し、大津市の顔のひとつとして、市内外からの多くのお客様にお使いいただいております。

その後、大津市環境基本計画、そして緑の基本計画を策定いたしました。新世紀の新たな大津のまちづくりということで、平成13年度に大津市総合計画を策定いたしました。その中で、大津の歴史的風土については、大きく2つの柱で政策を総合的かつ一体的に推進することとしております。

一つは、景観面ということで風格ある都市美づくりです。今回の古都指定については、都市景観形成の一環として議論させていただいております。湖岸景観、山並み景観等の自然景観も含めて、都市の風格というものを形づくる都市美について、これからしっかり取組んでいこうと考えております。

もう一つは、大津市内に多数ございます文化財の保存です。歴史博物館、埋蔵文化財センター等を活用し、まちづくりと一体となった歴史文化の保存継承という形で取組んでいこうと考えています。

このような状況の中、昨年高層マンションが、市街地の中心部、それもなぎさ公園沿いといいますが、湖岸沿いに建つことに関しまして、地元住民から景観が阻害されるのではないかと、都市景観に対して市の方向性が定まっていないのではないかと非常に厳しい指摘や市議会に対する請願がございました。このことにしっかり取組もうということで、平成13年度、市議会、市執行部、そして市民の方も含めて、古都指定をめざすという高い目標を設定したわけでございます。平成14年度から具体的な検討に着手いたしまして、都市計画部に都市景観室を設置いたしまして、また市議会の中にも都市景観特別委員会を設置いただき、議会と執行部が一体となって勉強を進めております。

また、大津市都市計画審議会の中に景観形成専門委員会を設置いたしました。あわせて、市役所の若手や中堅幹部で構成しますプロジェクトチームを立ち上げ、まちづくり施策に関する横断的な体制を整えたところでございます。それ以降、専門委員会を7月、9月、そして議会の特別委員会を現地視察も含め3回ほど開きました。さらに、市民向けのセミナーを既に3回開催し、11月には夜の景観についてということで、光のシンポジウムの開催を予定いたしております。非常に短期間ではございますけれども、議会、執行部、市民を巻き込み積極的に取組んでいるところでございます。

次に、なぜ今大津はこういう議論をしているのかということでございますが、既に国の歴風審の中で、昭和44年、45年に大津の古都指定については議論がなされたわけですが、具体的な史跡の確定ないしは範囲の議論がなされていないということで見送りになったわけでございます。また、当時大津市としても、インフラも未整備であり、とても古都指定をかけて現状凍結という状況でもなかろうということで、そういう機運も盛り上がりませんでした。

その後、古都行政そして世の中の流れが大きく変わり、平成10年歴風審の意見具申

により、今後の古都行政のあり方は単なる現状凍結だけではなく、新しい古都像というものを模索できるという非常に先進的なメッセージが出されたわけでございます。また、今年4月の社会資本整備審議会の分科会におきましても、単なる古都行政よりは総合的なまちづくりとして大いにやっていくべしという意見もございました。現在大津市が取組もうとしていることに対して後押しいただけると思っております。

それと、一番のポイントであります近江大津宮につきましては、先ほど現地を見ていただきましたように、既に50年近く経ても未だあのような状況でございます。これから、さらに50年かけて、一つ一つ過去のミッシングリンクをつないでいくのかなとも思っております。今年11月にも国の文化財保護審議会の議を経て史跡の追加指定がなされる予定です。むしろ今あるものよりも、これからどうするのが重要ではないでしょうか。

次に、大津の歴史についてですが、先ほど車中ないしは現地で御説明いたしましたように、日本書紀や古事記の中には、近江大津宮ができる以前、4世紀頃3人の天皇のお住まい、あるいは行政府かもしれません、大津市穴太に高穴穗宮があったと記されております。実体のそのものはまだ確認されておられません。

その後、大津市瀬田に近江国府というものが置かれました。非常に高い地位の方がこの長官をされたとうこともあり、当時から大きな行政上の位置づけがなされたものと考えております。

大化の改新により、古代日本はある意味では大きな構造改革の嵐の中に突入しました。大陸、朝鮮では、任那の日本府の敗退による国際的緊張状態の中、飛鳥宮から近江大津宮に都を退いて、ある意味では戦時体制を敷いたわけです。それと、構造改革の中、権力闘争の回避行動がなされたのだらうともいわれています。しかし、天智天皇の先進的ともいえる行動は、壬申の乱により頓挫し、都は再び飛鳥に戻るわけです。それで、近江のこの地が歴史上から消えたかといいますと、そうではなくて、それ以降も近江国府が常駐の機関として設置されてきたという意味では、その後の歴史にも大きな影響力があった場所ではないかと考えられます。

その後の保良宮、これは現在の石山寺の周辺だそうでございます。ここにも遷都されました。二つの都が並行してあったということで、一説によりますと天皇の健康がすぐれなかったことから療養の場であったともいわれております。

以来、大きな歴史がこの大津を舞台に展開され、いろいろな時代の文化遺産が重層的に存在する場所でございます。そのため、国指定等の文化財の数では日本で五番目です。

びわ湖大津の景観については、近江八景が知られています。このうち、六つが大津市内でございます。堅田の落雁、これは一番湖岸沿いです。次に唐崎の松、現在もここに松の古木が植わっております。それと、三井の晩鐘で知られる三井寺、そして粟津の晴嵐、立派な松林があったそうです。瀬田の夕照、これは瀬田の唐橋の場所です。それと、石山寺の秋です。現在少しずつではございますが復元の努力をしております。

また、自然環境、特に緑につきましては、お手元の資料に詳しいものをつけさせていただいております。湖岸から比叡山の山並みまでは、確かに人工林や竹林等がございますが植生的にも豊かで、今日でも大津の背景の一つとして大変重要な位置を占めております。

以上が大津市の現況でございます。今後の方向については、現在、都市計画審議会にいろいろご審議いただいているところですが、市といたしましては、近江大津宮から律令時代につながる政治の中核、平安、鎌倉時代の仏教の中心地、そして江戸時代の交通の要衝という重層的な歴史都市であることから、大津京の時代から歴史を見守ってきました山並み、そして湖岸の歴史的景観というものを今後とも国民的資産としてしっかり位置づけ、守っていかなければいけないのではないかと考えております。

その一方で、滋賀県、特に大津市を含む湖西地域につきましては、今後20年間も人口の伸びが予想される地域で、まだまだ発展途上でございます。人口が減少する時代、ないしは都市が縮むという時代の流れの中で、数少ない膨張圧力がまだある地域でございます。このため、このような歴史的、あるいは文化的な背景を持つ貴重な国民資産として、大津の歴史的風土を守り育てていくことは国民的課題ではなかろうかと我々は考えております。

今後の具体的な方向性、及びその中身につきましては、現在市の都市計画審議会等で議論中でございますので、また機会をいただければご報告したいと存じます。

ちょっと長くなりましたけれども、御説明とさせていただきます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

大津において新たな古都指定ということになりますと、滋賀県にとっても大きな課題となると思いますが、滋賀県からこの件に関してお考えがあれば、どうぞ。

滋賀県 本日は委員の皆様、昼から足元のお悪いところ現地調査をいただきまして、どうもありがとうございました。また、国の皆さんには平素から滋賀県都市計画行政、またとりわけ公園緑地行政につきましては御支援、御助言をいただきまして大変ありがとうございます。この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

先ほど、大津市の方から御説明があったわけですが、現在滋賀県といたしましては、市の方の現況調査についてのいろいろな情報をいただいている段階でございます。滋賀県といたしましては、古都法で定められております県の責務が歴史的風土保存特別地区の都市計画決定、また行為の許可、また不許可の場合の土地の買い取り対応、買い取った土地の後の土地の管理等々規定されておまして、これは事務的にも、また財政的にも負担を負うこととなりますので、今後県の都市計画審議会の御意見も聞きながら、大津市さんとも十分協議をさせていただきます、大津市の古都指定に向けて、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

それでは、以上の説明と本日の現地視察に関して、委員の皆様から御自由に御発言いただきたいと思っております。どうぞ、どなたからでも結構です。御意見なり、御質問、いかがでございましょうか。どうぞ。

〔臨時委員〕今、市の方は非常に熱心な説明をされて、県の方は相談しながらよくやって進めていきますよという話だったんですけども、古都法の地域を決めていくっていうのは県の立場だと思うんですね。今の大津市の説明からいうと、重層的に歴史的な景観風土がいっぱいあるよという話だったんですけど、そういう意味だと近江京、ないしはその後の幾つかの宮があったかもわかりませんが、その部分だけ除けば、その後の重層的な歴史的風土、古都法じゃなくて、歴史的風土っていうのは、県内にいっ

ばいあるわけですよ。端的に言えば、彦根城があったり、安土桃山城があったりって  
いうふうな、あれなんかも遺跡を復元したりしてますけれども、そういうふうなものと  
大津とは古都法でかつてその都があったみたいな、政治文化の中心地であったというこ  
と以外、歴史的風土っていうのはいっぱいあるんで、それをどういうふうに考えてられ  
るのか、それとの比較において、やっぱり古都法で大津をかけることは重要だと思っ  
てられるのかどうか、そのあたりどうなんでしょうかね。

歴史的風土部会長 これは滋賀県のあれですね。いかがでございましょうか。  
どうぞ。

滋賀県 例えば滋賀県がああいうふうなところに、歴史的な、要するに特に京都の近  
くにありました関係上、たくさん残ってるところですが、現在の古都という関係では今  
大津市さんが御熱心に進めていこうという考え方をされてますので、今のところ、滋賀  
県といたしましては、大津市さんの古都について考えていかなければならない。

ただ、これがまちづくりということになってきますと、やはりそういう歴史的なもの  
をどういうかたちでまちづくりに生かしていくかというふうなことになってくると思  
いますが、これは若干外れているかもわかりませんが、現在都市ごとに都市計画マスター  
プランというのを作りかけております。その中ではそれぞれの地域に住んでいる方々  
が住民参加で自分らのまちをどうしていこうかという計画をつくっておりますので、そ  
ういう中でこういう議論をしていただいただけるとありがたいというふうに考えてお  
ります。

〔臨時委員〕 ということは、大津では住民参加でそういうことをやってるんですかね。  
古都法にかけて、やっていこうという。

歴史的風土部会長 どうぞ。

大津市 正直申し上げまして、古都指定そのものについては、住民参加という形にはま  
だ至っておりません。このことは、むしろ行政の方が先ず目指すべき大津の将来像や、古  
都指定に値する将来の景観なり文化的風土をつくっていこうという目標像を示すべきで  
はないかと考えています。地域住民によるマンションの景観問題はありますが、古都法  
ありきということには、市民の方はまだ至っておりません。

ただ、先ほど見ていただいた錦織周辺の住民の方からは、JRの西大津駅の名称を大津  
京駅に変更して欲しいという声は上がっております。そういう意味で大津京という言葉  
はかなり市民の耳に馴染んできています。

歴史的風土部会長 よろしゅうございますか。

ほかに何か御意見、いかがでございましょう。

国土交通省としては、大津の古都指定について、これを今後どのように検討を進めて  
いこうというふうに考えているのか、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思いま  
す。

事務局 大津につきましては、先ほど御説明いたしましたように、平成10年の第45回  
歴史風土審議会の意見具申におきまして、大津を例示に挙げて、今後の古都の新たな指  
定というのを引き続き検討しようという意見具申をいただいております。そういうこと  
を受けまして、今回御提示いただくわけでございまして、特に先ほどの資料の2ペー  
ジの中に、過去にも大津については議論がございます。特に、歴史風土審議会が発足した

当時から、大津については議論があったようでございまして、12回の専門委員の報告にもございますように、まだそのころ大津京の位置がはっきりしてないというのが大津が古都に指定されない大きな原因だったということでございますが、その後発掘が進められて大津の都のあった位置がはっきりしたってということもあって、平成10年の意見具申があったというわけでございます。

そういうことも受けまして、国土交通省としましては、古都指定と申しますと県、市の意向というのが大変重要でございますので、そういう意向を十分配慮しながら、検討をまたこの審議会でも続けていきたいと考えてます。特に、大津市では、今まさに検討を進めてられるところでございますし、それを受けて滋賀県でも再度さらに都市計画審議会で議論されるということもございますので、そういう地元の状況を見ながら、さらにこの審議会でも議論していきたいというふうに考えているところでございます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で審議会としても今後のあれを見守りながら、検討を進めていきたいと思えます。

いかがですか、何か御意見ございますでしょうか。

それでは、大津市の古都指定に向けては、今後も着実に検討を進めていきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

### (3) 古都保存における現況について

歴史的風土部会長 それでは続いて、古都保存の現況について、本来ですと関係各都市からの御報告をいただくことになっておりますが、時間が相当押しておりますので、ここに資料がございます。資料をごらんいただくということで、割愛させていただきたいと思えますが、特段何かございますでしょうか。

どうぞ。

C臨時委員 明日香の件で2つばかり、ちょっとお聞きしたいんですが、一つは市町村合併の趨勢があるんですが、明日香特別法の場合に、明日香村が市町村合併に乗っていかると、法律もちょっと変わらざるを得ないのかなという気がするんですけども、その方向はどういう状況を県としては考えてられるかどうかっていうのが一つ。

それから、もう一つは、個別具体的な話なんですけれども、甘樫丘からの、例の酒船石と、それから新しく見つかった亀形遺跡ですが、あのあたりの方向を見ますと、甘樫丘からは生コンのプラントが物すごく目立つ。木でも植えて隠せないかって言ったことがあったんですけど、いまだに多少改良されたぐらいで、まだむき出しのような状況になって、あれはもう景観上っていうんじゃないじゃなくて歴史的風土上、非常にまずいんじゃないかなって思ってるんです。そういうのを具体的に指導されるような意向ありやなしやっていうあたり。その2点をお伺いしたいんですが。

歴史的風土部会長 どうぞ。

奈良県 まず、2点のうちの景観阻害要因のそちらの話、直接私もタッチしておりますので、そちらの方を最初に説明させていただきます。

確かに、景観阻害要因につきましては、これは第三次計画、12年度につくっていただ

きましたが、その三次計画策定の折にも景観阻害要因の除去っていうのが話題になっておりました。その景観阻害要因、今具体的に出されました、法施行以前から建っておりましたコンクリートプラント、これは大変景観上邪魔になるんじゃないかっていう話と、もう一つが看板類とか、あるいは電線類ですか、生活をしていく上で必要なものということで、今まで増えてきた、そういうようなもの、やはりこれらも景観阻害要因の一つになってるんじゃないかというような区分けで議論がされてまいりました。

そして、やはり一番大きな景観阻害要因、生コンプラントのようなこういうものにつきますが、今生コンプラントということで具体的に出されたわけですが、その他法施行以前から立地しております企業が村内にかなりの数がございます。ですから、その生コンプラントも含めて、それらの景観阻害要因となっておるようなものが実態としてどれぐらいある、どういうふうな状況にあるんかということ、それをまず把握しようということで、実は12年度に村の方で調査をされました。会社としては約60社ほどあるんですが、その中でどれが阻害になってるんかなというふうなこと、そういうふうなもののある程度現地調査というんですか、写真を撮ったりということで、そういう調査をされたりしたのが12年度にされております。

その後、60社に対しまして、一応そういう、例えば場所を集約してどこかの村内の場所へ持っていくことをした場合、そちらへ行かれる意図があるんかどうかというような、まず漠とした聞き方なんですけど、そういうアンケート調査を13年度にされてます。結果としては、その中で具体的な数字、60社のうち20社ぐらい回答がありまして、そのうちいろんな諸要件等が整えば、そういうことを考えてもいいという、そういう意見が返ってきたのが10社弱あったように聞いております。ただ、一応そういうようなところまで13年度まではされましたが、その後やはり具体的にそういう集約移転をしていくということになりますと、やはり計画、具体的にそういう集約移転する場所の計画、あるいは事業手法の検討とか、あるいは古都保存法等の関連法令との調整、そういうようなことを具体的に検討していく必要がございますので、現在はそれらをさらに検討を進めている状況だということでございます。

それと、もう一つの電柱とか自販機、これにつきましてはやはり地元の地域ぐるみで取り組む必要があるということで、地域住民の協力、参加のもとにそういう例えば自販機にあっては例えばその周りに植栽をして隠すとか、あるいは看板類についてもそう目立たないような、違和感のないような看板にかえるといったような取り組みが徐々に地元の協力参加のもと、そして当然それらを設置しておられる事業者の方の協力によって、徐々に進められつつあるというような状況でございます。

それと、もう一点の市町村合併についてですが、ちょっと法的な側面というところについては私そこまで承知しておらないんで、まず明日香村、合併に向けた取り組みの状況、具体的にどうなってるんかという、その辺の実態面での話のみちょっと紹介させていただきます。ひょっとしたら御存じかもわかりませんが、現在は明日香村が加わるような合併に向けた取り組みっていうのは、これはいずれも勉強会、関係市町村の職員による勉強会的なものなのですが、2つあります。一つは、明日香村、そしてそれに隣接します高取町、あるいは橿原市っていう、この3市町村でつくってます研究会、これが13年7月に、そういう研究会を設置して勉強会をしようじゃないかっていうことで始まっ



たもの、そしてもう一つが今年の10月なんです、今言いました3市町村に加えまして、さらにもう少し範囲を広げて桜井市、あるいは桜井市の北側に当たるんですが、川西、三宅、田原本という町、3町ありますが、そういう1市3町が加わった7市町村で広域的なそういう合併協議会設置に向けた研究をやっていこうじゃないかということで、研究が行われてるといような状況でございます。

以上でございます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

委員の皆様、ほかに何か、特にございますでしょうか。

どうぞ。

A委員 発言が多いようでして恐縮ですけども、お許してください。

今日は京都、大津、見させていただいて、どうも本当にありがとうございました。事務局の方々、いろいろ準備大変だったと思います。非常に勉強になりました。それで、そのことと関連して、できましたら検討していただけるとありがたいなと遠慮がちに実は言ってるんですけども、やはりこういう現地でいろいろ課題なり、見させていただいて大変東京での審議会以外にやはりこういうような形の現地の実態とか、まだこれからも大変だとは思いますが、大変勉強になりました。また、可能であれば、是非考えてほしいなということと、せっかくこの審議会、萩市長さん、委員になられてまして、いろんな場合にこういう、確かに今の段階では古都っていうのは歴史上の都のあった場所っていうことですから、日本は萩初め金沢とか歴史的に非常に文化的蓄積のある都市も多いわけで、しかもそういう都市での景観のまちづくりとか、歴史的なまちづくりをどうするかということと、この審議会での議論、それからちょうどこの都市計画と歴史的風土が一緒の審議会になっておりますもんで、いずれにしても古都そのものの議論にとっても大変参考になるところもあると思いますし、また将来的には古都以外のそういう歴史的文化的まちづくり、これ都市計画分科会でできてくる問題かよくわかりませんが、いずれにせよ委員としても重複してる委員もありますし、またもともと親の分科会が同じですので、少しそういうものも参考になるのかなあとということで、例えば萩とかそういうような都市も見させていただいて、いろいろその課題を、そこでの都市計画の悩みとか、いろいろと、あるいは云々とかかんとか、いろいろといいのかなあといい気もしまして、それで勝手にこういうことを言うと思しわけないんで、歩いている最中ちょっと伺ったとき、それは市長さんは構わないというお話でしたので、ですからこの後は事務局の御意思だと思います。とか、場合によっては、過去一度話題になった大宰府も、その後の状況なんて、これ今年だけやってくださいと行って行くのではなくて、検討対象となったほどの重要な場所ということは、これはもう本当日本の中の大陸との関係、韓国、朝鮮半島の関係含めて大変重要だった場所ってことはもう歴史的にわかってるわけですから、そこでの大宰府の跡地とか、そこは大野城に非常に大きな当時の山城ございまして、含めてどうなってるかとか、そういうところを少し御検討いただくといいのかなという、ちょっとお願いでございます。

歴史的風土部会長 どうも大変いい御提案があったと思います。これからいろいろと御提案いただきたいと思いますが、野村委員もおられますので、じゃあそれは御検討い

ただくことにして、そのお話が出た段階でほかに特にございませんようでしたら、本日の審議は終了いたしたいと思います。

ここで国土交通省から一言ごあいさつお願いいたします。

審議官、どうぞ。

松本審議官 どうもありがとうございました。本日、私も朝から現地調査、御同行させていただき予定でございましたけれども、御存じのように補正予算がただいま編成されようとしておりまして、その関係でどうしても会議だけということになってしまいました。この場をおかりいたしましておわび申し上げます。

本日、朝から委員各位には、現地調査、それからただいまの会議と一日割いていただきまして、まことにありがとうございました。本日につきましては、特に平成10年の意見具申につきまして、一つずつ我々としてもそれを解決していきたいということもございます、そのうち今話題といたしましうか、現実問題になっております林業の問題と、それから大津市さんの方でいろいろ検討が進みます古都の地域の拡大ということで、2つの現実に意見具申と関連するところを御視察いただき、御意見を賜るということでもございました。そういう意味では、半鐘山についてはむしろ報告事項ということで整理すべきであったという感じがいたしますので、その点についておわび申し上げたいというふうに思います。

それから、今A委員からもお話しございましたけれども、我々の方でも古都保存、この委員会の新しい委員を選定させていただくときに、実は野村萩市長さんに入っていたいただきましたのは、この古都保存というよりはむしろ歴史的風土の保存ということだと思いますけれども、そういったものを全国に展開していく必要があるのではないかとすることもございまして、萩の市長さん、全国伝建地区協議会の会長をされてるということもございまして、萩の市長さんに入っていたということでもございますので、まさにA委員の御意見は我々も問題意識とか持っております、これからどのように歴史的風土を全国的に展開していくかということもございまして、これはむしろ短期的な問題というよりは、長期的に考えなくちゃいけないという問題ではあると思いますけれども、いずれにしてもそういうことも含めて今後とも委員の皆様の御意見を伺いながら、古都保存行政を的確に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

歴史的風土部会長 ありがとうございました。それでは、そのような方向で是非お願いいたしたいと思います。

事務局より何か連絡事項ございますでしょうか。

事務局 本日は現地視察及び御審議、まことにありがとうございました。次回以降につきましてでございますけれども、大津市等の地元の検討状況というものを踏まえて、後日会長と御相談の上、委員の皆様方の都合をお伺いして決定させていただきたいと思っております。

また、A委員がおっしゃいました、また別の都市でということにつきましては、また今後検討させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の本会議場からのJR大津駅まででございますけれども、マイクロバスを用意してございます。御利用される方は17時40分、ちょっと時間がございませんが、40分ごろに

この玄関口を立ちたいと思っておりますので、そこへお集まりいただきたいと思ひます。  
以上でございます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。ということのようでございますので、本日の会議は以上で終了でございます。長時間にわたって現地視察、御審議をいただき、委員の皆様ありがとうございました。それから、特に京都市、大津市、滋賀県、それぞれ関係者の方、現地視察に大変適切に御準備いただきまして、私からも御礼を申し上げます。

それでは、これで第2回歴史的風土部会、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会